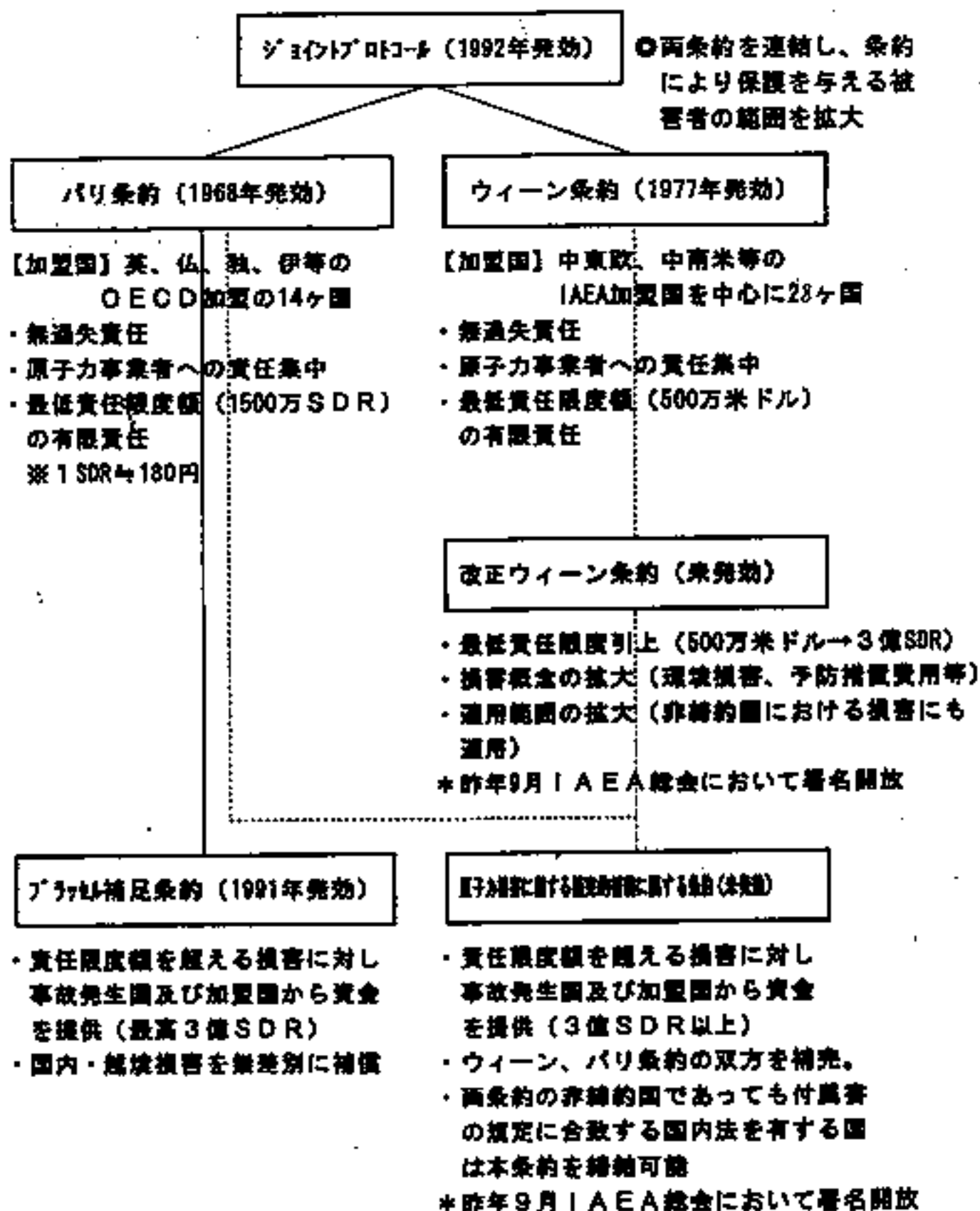


原子力損害の賠償に関する国際条約の概要



原子力損害の賠償に関する国際条約の概要

条 約		O E C D	I A E A
条約の名称		パリ条約 (1960. 7. 29 採択)	ウィーン条約 (1963. 5. 21 採択)
締約国		ベルギー、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス (14カ国)	アルゼンチン、アルメニア、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、チリ、クロアチア、チェコ、キューバ、エジプト、エストニア、ハンガリー、ラトビア、レバノン、リトアニア、マケドニア、メキシコ、ニジェール、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ユーゴスラビア (28カ国)
原子力事業者の責任	責任の性質	無過失責任	無過失責任
	責任集中	事業者への責任集中。ただし、国内法により一定の条件下で輸送業者が賠償責任を負うことも規定できる。求償権については故意又は過失ある場合のみ。	パリ条約と同じ
	賠償事由	戦乱、異常自然災害 (国内法に別段の定めがある場合を除く)	パリ条約と同じ
	責任制限	原則として1事故当たり1500万SDRの有界責任。ただし、1事故当たり500万SDRを下回らない範囲で金額を国内法により決定し得る。	締約国は、1事故当たり500万USドルを下回らない範囲で責任を制限できる。
	貨物の輸送中の責任の帰属・移転の時期	原則として文書による契約主義。ただし契約が無いときは引き取りの時に責任が移転する。	パリ条約と同じ
事業者の賠償措置	金 額	責任限度額と同じ	国内法により規定
	方 法	保険その他の方法	パリ条約と同じ
国家補償		締約国は賠償金額を増加するため必要な措置をとれる	責任制限額と賠償限度額の差額を補償
賠償請求権の消滅		原則として事故の日から10年 (ただし、国内法により10年以上とすることもできる)。又損害及び責任ある者を知った日から2年以上の期間を国内法により設定できる。盗取、喪失、放棄又は放棄については、その日から20年を限度とする。	原則として事故の日から10年 (ただし、国内法により10年以上とすることもできる)。又損害及び責任ある者を知った日から3年以上の期間を国内法により設定できる。盗取、喪失、放棄又は放棄については、その日から20年を限度とする。
裁判管轄		原則として事故の発生した締約国の裁判所。締約国外の事故又は事故地が判明しない場合は責任を負う事業者の施設国の裁判所	パリ条約と同じ

○本条約の概要
 本条約はパリ条約について、賠償限度額を中心に修正を行ったもの。
 損害について支払われるべき額を1事故当たり3億SDRとし、その資金調達方法については、次の①-④のとおりとすることを定めている。
 ①500万SDR以上の国内法で規定する額までについては事業者が担う保険等
 ②①の額～1億7500万SDRの間の額については締約国の公的資金
 ③1億7500万SDR～3億SDRの間の額については下記の分組方式による締約国の公的資金
 分組方式：必要とする資金の50%について事故発生の前年における各締約国のGNPの全締約国の総GNPに対する比率と残り50%について各締約国の領域内にある原子炉の総出力の全締約国の原子炉の総出力に対する比率によって算出される。

原子力損害の賠償に関する国際条約の概要

ウィーン条約改正議定書	原子力損害に対する補償的補償に関する条約						
採択：1997年9月12日（未発効）	採択：1997年9月12日（未発効）						
署名国：ウクライナ、モロッコ、ハンガリー、リトアニア、レバノン、ルーマニア（6カ国）	署名国：アメリカ、ウクライナ、モロッコ、リトアニア、レバノン、ルーマニア、オーストラリア（7カ国）						
主な改正点 1. 原子力損害の定義 対象とする原子力損害の範囲として、従来からあった死亡又は身体障害、財産損失又は毀損に加え、主として以下の損害を明記した。 (1) 環境損害の回復措置費用 (2) 環境を利用又は享受する経済的権利に由来する収入の損失 (3) 予防措置の費用及びかかる措置により引き起こされた更なる損失又は損害 等 2. 地理的適用範囲の拡充 非締約国の領域内で生じた原子力事故又はその領域で受けた損害には適用されなかった点を改正し、被った場所の如何を問わず適用されることとなった。 3. 運営者の責任 (1) 賠償責任額の増額 1事故当たりの運営者の責任額について、500万米ドルを下回らない額から3億SDRを下回らない額に改正した。 (ただし、次の例外あり) ○1億5千万SDRを下回らない額（ただし、3億SDRまでの公的資金が国によって提供される場合） ○1億SDRを下回らない額（発効から15年間について、責任額の確保が困難な国を参加可能にするための配慮規定） (2) 免責事由 武力紛争、敵対行為、内戦又は反乱 (免責事項から「異常な性質の天災地変による原子力事故」を除外） (3) 損害賠償請求権の消滅 死亡又は身体障害に関しては、原子力事故の日から30年 その他の損害に関しては、原子力事故の日から10年 4. 裁判管轄 原則として、その領域で原子力事故の発生した締約国の裁判所に専属。締約国の排他的経済水域で発生した原子力事故の裁判管轄を当該締約国に認める。 非締約国の領域又は事故地を確定できない場合には締結国の裁判所に専属。 5. 発効要件 5カ国の批准	条約の概要 1. 目的 ウィーン条約若しくはパリ条約を実施する国内法又は条約付属書の規定に合致する国内法の下での原子力損害賠償体制を補完し、賠償額を拡大する。 2. 賠償資金 国境を越えて起こる原子力損害を賠償するために、個別賠償措置額に加えて原子力損害が発生した場合、各国の拠出により3億SDRを目標として基金が準備される。（日本の場合、約39百万SDR（約70億円）の負担金が課される。） <table border="1" data-bbox="1255 728 2267 1301"> <thead> <tr> <th colspan="2">補充基金（3億SDRを目標）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1255 794 1766 1120"> $\text{〈締約国の原子力設備容量〉} \times \text{〈300SDR〉}$ 注）原子力設備容量： 原子炉熱出力当り1単位 →原子炉を有する締約国のみが負担 </td><td data-bbox="1766 794 2267 1120"> 左の総額の10% 締約国の上記の額の分担割合＝ $\frac{\text{締約国の国連分担金負担率}}{\text{全締約国の国連分担金負担率の合計}}$ →全締約国が負担（ただし、原子炉を持たず最小国連分担金負担率しかない国は責任免除） </td></tr> <tr> <td colspan="2"> 個別賠償措置額 ・締約国が寄託機関に登録した3億SDR以上の額 ・段階的導入規定に従い、最長10年間、1億5千万SDR以上の締約国が寄託機関に登録した額 </td></tr> </tbody> </table> 3. 賠償資金の分配 ○基金のうち、50%は個別賠償措置額では賠償されない損害及び非締約国におけるものを除く越境損害に分配。 ○残り50%は、上記によっても賠償されなかった、非締約国におけるものを除く越境損害のみに分配。 4. 発効要件 5カ国の批准及び原子力設備容量が4kw以上	補充基金（3億SDRを目標）		$\text{〈締約国の原子力設備容量〉} \times \text{〈300SDR〉}$ 注）原子力設備容量： 原子炉熱出力当り1単位 →原子炉を有する締約国のみが負担	左の総額の10% 締約国の上記の額の分担割合＝ $\frac{\text{締約国の国連分担金負担率}}{\text{全締約国の国連分担金負担率の合計}}$ →全締約国が負担（ただし、原子炉を持たず最小国連分担金負担率しかない国は責任免除）	個別賠償措置額 ・締約国が寄託機関に登録した3億SDR以上の額 ・段階的導入規定に従い、最長10年間、1億5千万SDR以上の締約国が寄託機関に登録した額	
補充基金（3億SDRを目標）							
$\text{〈締約国の原子力設備容量〉} \times \text{〈300SDR〉}$ 注）原子力設備容量： 原子炉熱出力当り1単位 →原子炉を有する締約国のみが負担	左の総額の10% 締約国の上記の額の分担割合＝ $\frac{\text{締約国の国連分担金負担率}}{\text{全締約国の国連分担金負担率の合計}}$ →全締約国が負担（ただし、原子炉を持たず最小国連分担金負担率しかない国は責任免除）						
個別賠償措置額 ・締約国が寄託機関に登録した3億SDR以上の額 ・段階的導入規定に従い、最長10年間、1億5千万SDR以上の締約国が寄託機関に登録した額							

原子力損害の賠償に関する国際条約の概要

ジョイント・プロトコール（共同議定書）の概要

1. 目的

パリ条約とウィーン条約を連結することにより、①原子力事故の被害者の保護を地理的に広げるとともに、②両条約がともに適用され得る場合にいずれの条約が優先するかについて解決を図ろうとするものである。

2. 条約の適用関係

② \ ①	P	V	J and P	J and V
P	P	適用なし	P	適用なし
V	適用なし	V	適用なし	V
J and P	P	適用なし	P	P
J and V	適用なし	V	V	V

①：損害を受けた者の属する国が締結している条約

②：事故を起こした者の属する国が締結している条約

注）ただし、輸送中の事故の場合は、②を「その輸送について責任を有する者の属する国が締結している条約」と読み替える。

P：パリ条約

V：ウィーン条約

J：ジョイント・プロトコール